

大崎市全国大会等出場助成金申請の手引き

大崎市教育委員会生涯学習課

令和7年4月

この手引きは大崎市全国大会等助成金交付要綱で定めているほか、申請に係る手続き及び助成対象経費等についての取り扱いを示すものです。
内容を確認のうえ、申請手続きを行ってください。

施行日 令和7年4月1日

大崎市教育委員会 生涯学習課

【助成の対象となる大会】

県大会等の予選又は選考を経て出場する東北大会，全国大会で国もしくは地方公共団体又は公益法人等が主催する大会で宮城県外で開催される大会（以下、「全国大会等」という）が対象となります。

※宮城県内で開催されるものや web 開催・動画審査などは対象外となります。

【交付対象者と対象経費】

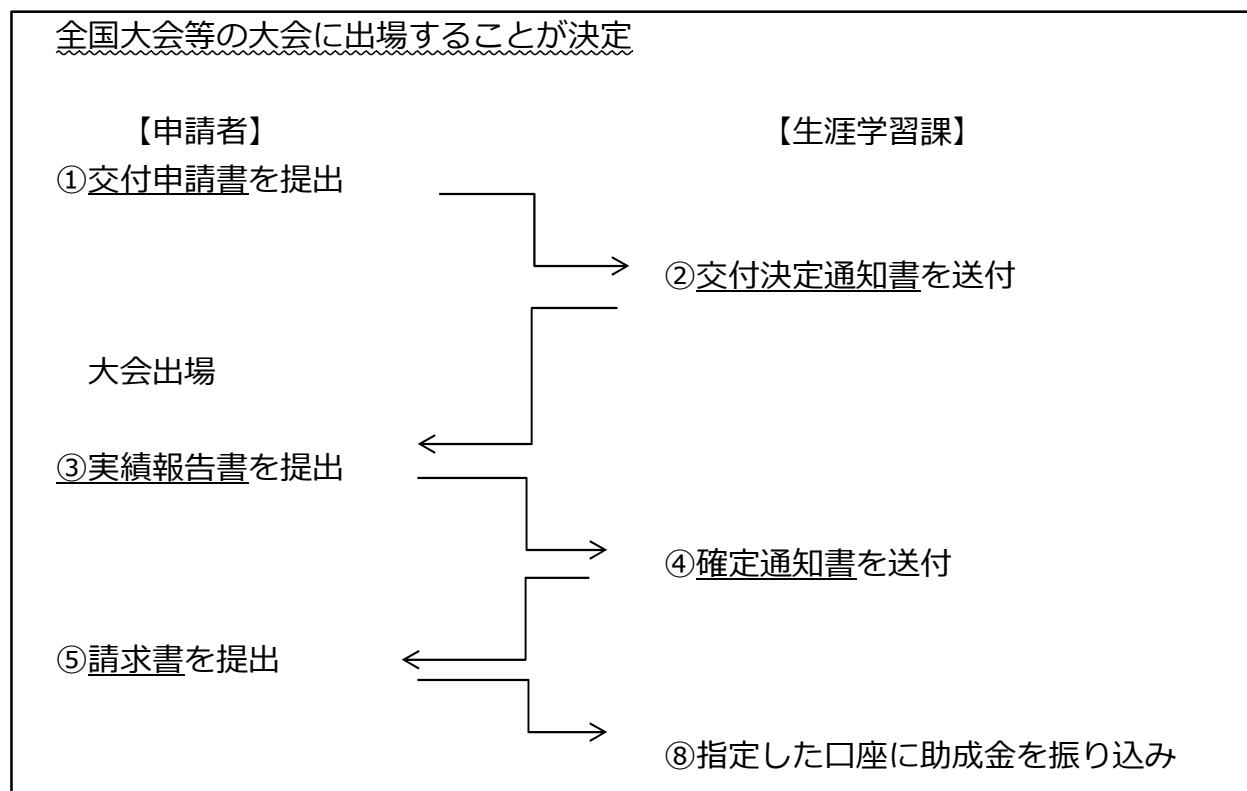
交付対象者（申請者）は児童等が所属する団体または児童等の保護者及び指導者になります。対象となる経費は児童等と指導者にかかる交通費，宿泊費，大会参加費となります。

児童等・・・市内に住所を有する小学生又は中学生

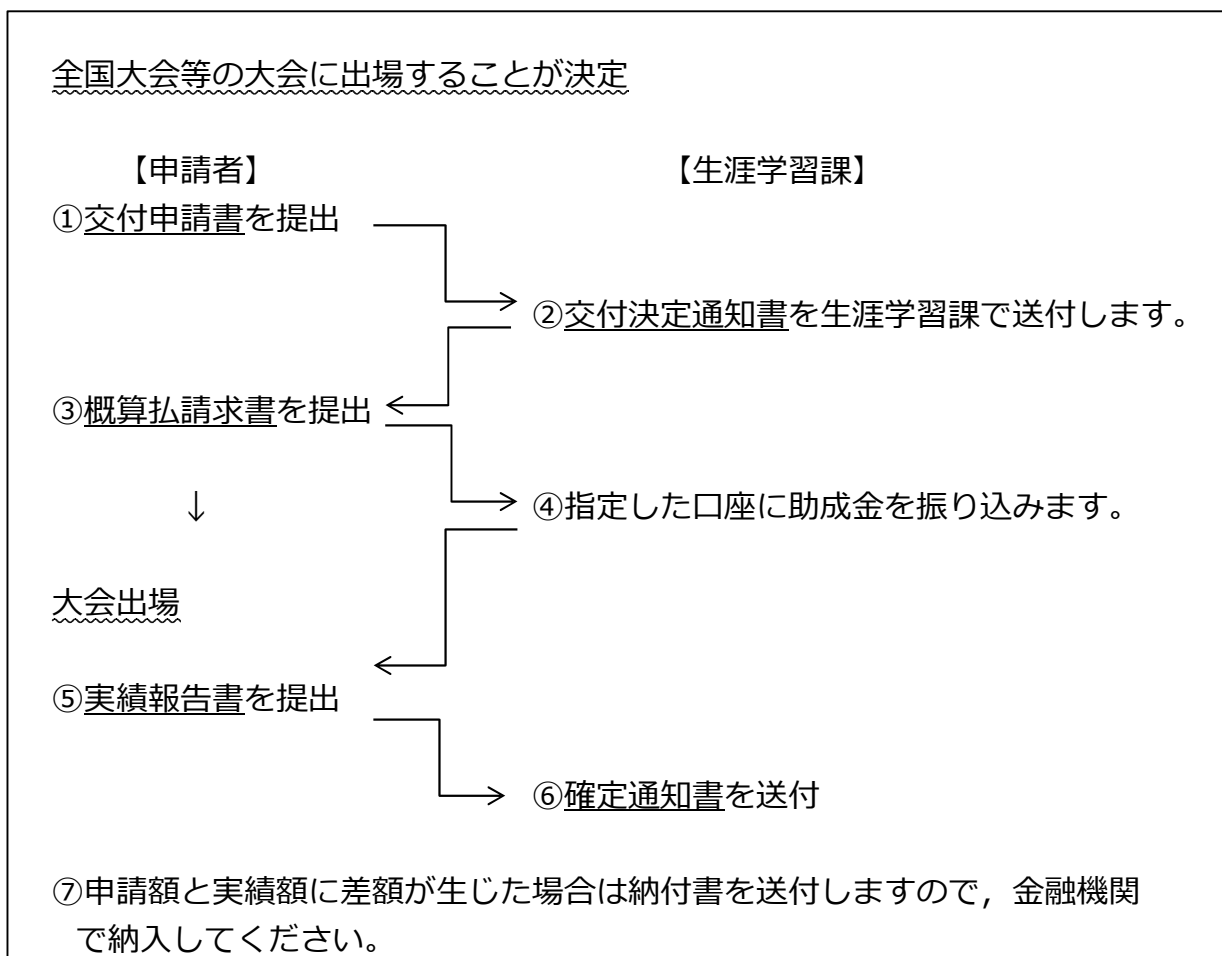
指導者・・・市内に住所を有し，日頃から児童等を指導しているもののうち，全国大会等の要項に定めにより，監督，コーチ等の指導者として，当該大会に届け出たもの

【助成金交付の流れ】

大会出場が決まったら生涯学習課へご一報いただき，申請は必ず全国大会等の開催前に手続きください。大会終了後の申請は受け付けられませんのでご了承ください。



大会終了前に助成金交付を希望する場合は以下の流れになります（概算払請求）



請求書の受理から口座への振り込みには 1 週間から 2 週間程度を要するため、概算払請求の場合は、特に早めの申請をお願いします。

1. 申請書の作成について

【提出していただく書類】

- ① 大崎市全国大会等出場助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 収支予算書（様式第 2 号）
- ③ 明細書（別紙 2） ※別紙 2 の内容が分かれば任意の様式でも可
- ④ 大会開催要項等（出場する大会の詳細が分かるものの写し）
- ⑤ 大会参加申込書（出場者名簿等の申込書類一式）
参加申込書に「住所」,「学校名」,「学年」の明記がない場合は,「出場者名簿（別紙 3）」を添付 ※別紙 3 の内容が分かれば任意の様式でも可
- ⑥ 前大会となる県・東北大会等の結果（大会プログラム, 賞状等）写し
選考されて出場する場合は選考されたことが分かる書類の写し
- ⑦ 債権者登録用紙（別紙 6）及び通帳

○交付申請書（様式第1号）の作成について

- ・年月日は提出する日付で記入してください。

○予算書（様式第2号）の作成について

■予算書の項目について

対象経費は、「交通費」、「宿泊費」、「大会参加費」です。支出の項目も「交通費」、「宿泊費」、「大会参加費」です。収入の項目は「市助成金」、「自主財源」、「その他」です。「市助成金」は支出の合計額の2分の1（千円未満切捨て）になります。支出の合計額から「市助成金」の額を引いた額が「自主財源」です。

「その他」の項目には大崎市以外から財政支援（助成金等）があった場合に記入してください。その際の収入の項目の記入方法は、支出の合計額から大崎市以外からの財政支援（助成金等）を最初に引いて、その額を2分の1（千円未満切捨て）したものが市助成金です。

例） 「交通費 20,000 円」、「宿泊費 10,000 円」、「参加費 5,000」、「大崎市以外からの助成金 5,000 円」の場合の予算書の記載例

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	備考
市補助金	15,000	
自主財源	15,000	
その他	5,000	県連助成金 5,000 円
計	35,000	

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備考
交通費	20,000	ガソリン代 10,000 円 高速道路代 10,000 円
宿泊費	10,000	1 日 × 10,000 円
大会参加料	5,000	
計	35,000	

■交通費について

自家用車で移動する場合	ガソリン代	・申請での積算は、1 km当たり 37 円で計上してください。ウェブサイト等に出発地から会場、宿泊地までの距離を確認し距離を把握してください。 ・監督、コーチ、選手以外の者が同乗する場合は同乗人数で按分してください。
	有料道路代	・申請での積算は、出発地から会場または宿泊地の最寄りのインターチェンジまでが対象ですので、ウェブサイト等でインターチェンジ名や料金を把握してください。 ・監督、コーチ、選手以外の者が同乗する場合は同乗人数で按分してください。
	対象車両台数	・監督、コーチ、選手が乗車する車両のみを対象とし、選手の荷物等を積載するためにのみ使用する車両は対象外です。
	駐車場代	対象外経費です。
貸切バスで移動する場合	貸切代 (営業許可のある事業者より借用したものに限る)	・業者から内訳書をもらい、対象となる項目を計上してください。(申請時添付してください。) ・監督、コーチ、選手以外の者が同乗する場合は按分してください。 例) 貸切バス代 100,000 円, 対象者 10 人, 対象外者 10 人の場合 $100,000 \text{ 円} \div 20 \text{ 人} = 5,000 \text{ 円 (1 人分)}$ $5,000 \text{ 円 (1 人分)} \times \text{対象者 10 名} = 50,000 \text{ 円を計上}$
鉄道・バス・飛行機で移動する場合	鉄道代・バス代・飛行機代	事前に購入した切符等またはウェブサイト等で料金を確認して計上してください。
交通費+宿泊パック料金を利用する場合	鉄道代・バス代・飛行機代相当額	旅行会社の宿泊パックを利用する場合は、明細書を受け取り添付してください。

■宿泊費について

- ①宿泊するホテル等に見積書をもらうかウェブサイトで検索して、積算してください。
 宿泊するホテル等を見積書の写しか料金が分かるウェブサイト画面を印刷し、添付してください。

- ②積算方法は助成対象者のみの分を計上してください。

(例) 1 部屋 1 泊 10,000 円に 2 人で宿泊し、助成対象者が児童 1 人の場合で、大人料金と子ども料金の区分がない場合

10,000 円 (内訳 2 人×5,000 円) 5,000 円が対象経費となります。

- ③宿泊費の計上は最終戦まで勝ち進むことを見込んで計上してください。
- ④午前7時に出発地（学校や駅、集合場所）を出発し、開会式集合時間に間に合わない場合、または監督者会議開始時間に間に合わない場合の前泊分は助成対象です。
- ⑤競技終了日の宿泊は助成対象外です。
- ⑥競技への出場が2日以上またがる場合、中泊は助成対象です。
※中泊の日程にパーティーや観光等のイベントが事前に含まれている場合の中泊分は対象外です。
- ⑦申請額と大崎市職員等の旅費に関する条例に定める額【1人1泊当たり13,100円(国内)】の上限と比較し、金額が低いものが予算額です。宿泊場での夕食および翌日の朝食は助成対象です。なお、外食費や栄養費は助成対象外です。【国外の上限は大崎市旅費規程を参照】

■大会参加料について

チームに助成対象外となる選手がいる場合は按分して計上してください。

(例) 参加料 10,000 円 対象者 5 人 対象外者 5 名の場合
 $10,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 人} = 1,000 \text{ 円 (1 人当たり)}$
 $1,000 \text{ 円} \times \text{対象者 5 人} = 5,000 \text{ 円を計上}$

○明細書（別紙2）の作成について

予算書や開催要項ではどのように会場地に移動するかなど判断できない場合があり、大崎市の旅費規程と比較するのが困難な場合がありますので、必ず添付してください。

※別紙2記入例参照

○大会開催要項等について

出場する大会の開催要項等を添付してください。助成交付要件に該当するかどうか判断に必要です。

○大会参加申込書について

団体で出場する場合、大会主催者に提出した名簿の写しを添付してください。その名簿に出場する選手等の「住所」、「学校名」、「学年」が記載されていない場合は、別途、「出場者名簿（別紙3）」も合わせて提出してください。大崎市に住所がある小学生・中学生が助成対象ですので、その確認に必要です。

※別紙3記入例参照

○前大会となる県・東北大会等の結果（大会プログラム、賞状等）写し、または選考されて出場する場合は選考されたことが分かる書類の写しについて

助成の要件が、「予選を経て」または「選考」して出場する場合ですので、その確認に必要です。

2. 申請書の提出について

来庁の日時を連絡いただいたうえ、直接生涯学習課に持参してください。来庁が難しい場合は郵送等での対応も可能ですので生涯学習課へご相談ください。

3. 交付決定通知書について

申請された内容を確認後、交付通知します。

大会終了後に作成していただく実績報告書に交付決定通知書の「交付決定日」と「文書番号」を記載する箇所がありますので、交付決定通知書は大切に保管してください。

○概算払請求書(様式第9号)について

大会前に概算での交付を希望する場合は「交付決定通知書」が送付された後に提出してください。大会前に助成金の交付を受けたい場合は、申請受付から口座振込まで期間を要しますので、少なくとも大会日の3週間前までに申請書を提出してください。

4. 実績報告書について

大会終了後、ただちに領収書等を整えて提出してください(競技終了後1ヵ月を経過した日まで)。特に3月に実施される大会の場合には遅くとも4月10日まで提出してください。

提出していただく書類

- ① 大崎市全国大会等出場助成金実績報告書(様式第5号)
- ② 大崎市全国大会等出場助成金収支決算書(様式第6号)
- ③ 明細書(別紙2)
- ④ 変更後の出場者名簿(出場者名簿等に変更があった場合)
- ⑤ 出場した結果等の写し
- ⑥ 領収書及びその他証拠書類の写し

○実績報告書の作成について

■交通費について

①自家用車で移動した場合

ガソリン代について

- ・出発地から会場地または宿泊地、会場地または宿泊地から出発地までの分が対象となるため下記の作業をお願いします。

①出発前に満タン状態にする。【領収書①を保管】 出発日前日または当日出発前

②大会期間中に給油(状況に応じて)【領収書②を保管】

③大会終了後、帰ってきて満タン状態にする。(大会終了日または翌日に給油)

【領収書③を保管】

領収書①②③を添付し、②と③を計上する。

※日付が大会日程とかけ離れているものは対象外となります。

有料道路代について

- ・出発場所から会場もしくは宿泊会場の最寄りのインターチェンジ間の有料道路料金が助成対象です。なお、ETC を使用する場合は、有料道路を出るときに「一般レーン」から出て、カードで支払いをするときに、領収書をもらってください。ETC レーンから出た方は、インターネットで「ETC 利用照会サービス」を検索し、必要事項を入力すると、利用証明書が発行できます。

②貸切バスで移動した場合

- ・対象外経費（運転手の宿泊費等）が含まれている場合がありますので、業者から内訳書をもらってください。対象となるものだけの領収書を作成する必要はありません。内訳書を併せて添付してください。

③鉄道・バス・飛行機で移動した場合

- ・実績報告書に領収書の写しを添付することになりますが、やむを得ず事前に切符などをコピーできなかった場合は確実に利用したという「確約書」（別紙４）およびウェブサイト等で料金が分かる資料を添付してください。

【宿泊費】

①1 部屋に何人宿泊したのか確認するため領収書には内訳を記載してもらってください。

対象となる監督・コーチ・選手の分のみ計上してください。

（例）10,000 円 （但し、@5,000 円×2 人分として）

領収書に内訳を記載してもらえない場合や交通費と宿泊費セットのプランを利用で明細が不明な場合は、「宿泊証明書（別紙５）」を作成してもらってください。

②競技が終了した日から宿泊費は助成対象外です。

※大会によっては最終日の閉会式まで参加を求められている場合もありますが助成対象は競技終了日までです。

③天災等（雨天含む）により大会が順延した若しくは中止され、それを知り得てすぐに宿泊をキャンセルした場合のキャンセル料は助成対象です。その際は大会主催者がその旨を発表または通知した内容が分かる書類を添付してください。

5. 確定通知書について

提出された実績報告書の内容を確認し、助成金額が確定したことを通知します。

6. 請求書について

確定通知書が送付されてから、押印のうえ請求書を提出してください。振込先口座指定欄には原則申請者の通帳の情報を記入してください。

※申請者と違う方の口座に振り込みを希望する場合には請求書様式の【委任欄】へ請求者の記名と押印が必要です。

7. 助成金の振り込みについて

請求書が届いてから、概ね２～３週間で指定口座に振り込みます。

その他、詳細を確認したい場合は生涯学習課（23-2213）にお問い合わせください。

明細書

【交通費】

月 日	交通手段	区間	大人小人の 区分	交通運賃 (a)	回数 (b)	人数 (c)	小計 (a)×(b)× (c)
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
交通費合計							

【宿泊費】

月 日	宿泊場所	大人小人の 区分	宿泊単価 (a)	泊数 (b)	人数 (c)	小計 (a) × (b) × (c)
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
宿泊費合計						
前泊を必要とする理由						

(別紙 2 - 1)

明細書【記入例】

新幹線メインで移動

監督・コーチ 3 人, 選手 9 名

大会日 9 月 7 日で前泊ありの場合

【交通費】

月 日	交通手段	区間	大人・小 の 区分	交通運賃 (a)	回数 (b)	人数 (c)	小計 (a)×(b)× (c)
9/6	新幹線及び 鉄道 (山手線)	古川～東京都区内 (新宿)	大・小	11,640	1	3	34,920
/	"	～	大・小	5,820	1	9	52,380
9/7	鉄道 (山手線)	新宿～原宿	大・小	150	1	3	450
/	"	～	大・小	70	1	9	630
/	新幹線及び 鉄道 (山手線)	東京都区内 (原宿) ～古川	大・小	11,640	1	3	34,920
/	"	～	大・小	5,820	1	9	52,380
/		～	大・小				
/		～	大・小				
/		～	大・小				
交通費合計							183,300

【宿泊費】

月 日	宿泊場所	大人・小 の 区分	宿泊単価 (a)	泊数 (b)	人数 (c)	小計 (a)×(b)× (c)
9/6	新宿パークホテル	大・小	10,000	1	3	30,000
/	"	大・小	6,000	1	9	54,000
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
宿泊費合計						84,000
前泊を必要とする理由		開会式が 9 時からであり, 当日 7 時に出発しても間に合わないため				

明細書

【交通費】

月 日	交通手段	区間	項目	距離 (a)	単価 (b)	人数 (c)	小計 (a)×(b)÷(c)
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
/		～					
交通費合計							

【宿泊費】

月 日	宿泊場所	大人小の 区分	宿泊単価 (a)	泊数 (b)	人数 (c)	小計 (a) × (b) × (c)
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
宿泊費合計						
前泊を必要とする理由						

(別紙 2 - 2)

明細書【記入例】

自家用車で移動（乗車人数 4 人）
対象選手 1 人，運転者 1 人，他 2 人

【交通費】

月 日	交通手段	区間	項目	距離 (a)	単価 (b)	人数 (c)	小計 (a)×(b)÷(c)
7/30	自家用車	自宅～郡山総合体育館（往復）	ガソリン	348	37	4	3219
/		古川 I C～郡山 IC	有料道路		3,990	4	997
/		郡山 I C～古川 IC	有料道路		3,990	4	997
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
交通費合計							5,213

【宿泊費】

月 日	宿泊場所	大人小の 区分	宿泊単価 (a)	泊数 (b)	人数 (c)	小計 (a)×(b)×(c)
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
/		大・小				
宿泊費合計						
前泊を必要とする理由						

(別紙3)

出場者名簿

種別	しめい 氏名	住所	年齢	学校名	学年
監督					
コーチ①					
コーチ②					
コーチ③					
コーチ④					
選手①					
選手②					
選手③					
選手④					
選手⑤					
選手⑥					
選手⑦					
選手⑧					
選手⑨					
選手⑩					
選手⑪					
選手⑫					
選手⑬					
選手⑭					
選手⑮					
選手⑯					
選手⑰					
選手⑱					
選手⑳					
出場者合計 監督・コーチ___名 選手___名 (うち対象外選手___名)					

(別紙3)

出場者名簿【記載例】

種別	しめい 氏名	住所	年齢	学校名	学年
監督	おおさき たろう 大崎 太郎	大崎市	35		
コーチ①	おおさき はなこ 大崎 花子	大崎市	30		
コーチ②	おおさき じろう 大崎 次郎	美里町	25		
コーチ③					
コーチ④					
選手①	Aさん	大崎市	13	古川第一小	6
選手②	Bさん	大崎市	13	古川第一小	6
選手③	Cさん	大崎市	13	古川第一小	6
選手④	Dさん	大崎市	13	古川第一小	6
選手⑤	Eさん	涌谷町	13	涌谷第一小	6
選手⑥	Fさん	美里町	13	北浦小	6
選手⑦	Gさん	大崎市	12	古川第二小	5
選手⑧	Hさん	大崎市	12	古川第二小	5
選手⑨	Iさん	大崎市	12	古川第三小	5
選手⑩	Jさん	大崎市	11	古川第四小	4
選手⑪	Kさん	大崎市	11	古川第四小	4
選手⑫	Lさん	大崎市	11	古川第四小	4
選手⑬					
選手⑭					
選手⑮					
選手⑯					
選手⑰					
選手⑱					
選手⑲					
選手⑳					
出場者合計 監督・コーチ <u>3</u> 名 選手 <u>12</u> 名 (うち対象外選手 <u>3</u> 名)					

(別紙4)

年 月 日

大崎市長 伊藤 康志 様

住 所 :

申請者 :

㊞

確 約 書

大崎市全国大会等出場助成金の実績報告にあたり、_____を利用した際に切符を改札に提出し、領収書を発行されなかったため、ご提出をすることができませんでした。

間違いなく下記大会に参加し、下記のとおり経費を支払っていることを確約させていただきます、実績として認めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 大会名

2 経 費

(単位 : 円)

月日	経路	金額	人数	合計	備考

(別紙5)

年 月 日

宿 泊 証 明 書

宿泊施設 住 所：

名 称：

印

下記のとおり相違ないことを証明する。

記

1 宿泊者数

宿泊者 宿泊月日	大 人		小 人	備 考
	月	日	人	人
月 日			人	人
月 日			人	人
月 日			人	人
月 日			人	人
月 日			人	人
合 計			人	人

2 宿泊料金（1人1泊、税込） 大人 円
小人 円

(別紙6)

債権者登録 (新規 ・ 変更 ・ 変更無)

No.

氏名または団体 名	フリガナ		
生年月日	明治 ・ 大正 昭和 ・ 平成	年 月 日	
所在地	〒 住所：		
電話番号	— () —		
口座情報			
口座用途区 分	【 通常 】		
金融機関	銀行 農協 他	本店 支店	
預金種別	【普通 当座 】		
口座番号			
口座名義人	フリガナ		

※市処理欄※

債権者登録	済 ・ 未済	新規登録 ※登録したらチェック	相手方番号

大崎市全国大会等出場助成金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 市は、スポーツ及び文化活動を推進するため、全国大会等に出場する者に対し、予算の範囲内において、大崎市全国大会等出場助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関して大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 全国大会等 県大会等の予選又は選考を経て出場する東北大会、全国大会その他これらに準ずる大会であって、国若しくは地方公共団体又は公益法人等その他市長が適当と認める者が主催し、又は共催する営利を目的としない大会であって、宮城県外で開催されるものをいう。

（2） 児童等 市内に住所を有する小学生又は中学生をいう。

（3） 指導者 市内に住所を有し、日頃から児童等を指導している者のうち、出場する全国大会等の要項の定めにより、監督、コーチ等の指導者として、当該大会の主催者に届け出たものをいう。

（交付対象者）

第3条 助成金の交付の対象とする者は、全国大会等に出場する児童等が所属する団体並びに児童等の保護者又は指導者とする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、児童等及び指導者が全国大会等に出場するために要する次の表に掲げる経費とする。ただし、本市、他の地方公共団体、大会主催者等から助成対象経費に対し、助成金以外の財政支援（補助金、寄付金、参加助成等その名称を問わず、全国大会等の参加に当たって交付対象者に対し交付される金員をいう。）がある場合にあっては、当該財政支援に相当する額を助成対象経費の額から差し引くものとする。

区分		助成対象経費
宿泊費		宿泊に要した実費相当額。ただし、大崎市職員等の旅費に関する条例（平成18年大崎市条例第69号）第20条に規定する宿泊料を上限とする。
交通費	鉄道、船舶又は航空機を利用する場合	運賃の実費相当額又は市長が最も経済的と認める交通機関及び経路により移動した場合の運賃の額
	借上バス又はレンタカーを利用する場合	借上料及び燃料費の実費相当額。ただし、必要最低限の仕様及び台数の利用に係る額を上限とする。
	路線バスを利用する場合	運賃の実費相当額。
	自家用車を利用する場合	燃料費の実費相当額。ただし、必要最低限の台数の利用に係る額を上限とする。

	高速道路料金	高速道路利用料金の実費相当額。ただし、出発地と目的地の間を最も経済的な経路により利用した場合の料金の額を上限とする。
大会参加料		全国大会等の本部に支払う額

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を限度とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(助成の対象とする回数の上限)

第6条 同一の児童等又は指導者に対する助成の回数は、1年度当たり2回までとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、全国大会等出場助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 全国大会等開催要項
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 全国大会等に出場する児童等及び指導者がわかる名簿
- (4) 県大会等の予選又は選考の結果がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、全国大会等出場助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 全国大会等が中止になったとき又は全国大会に出場することができなくなったときは、全国大会等出場助成金交付事業中止承認申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること。
- (2) 全国大会等が年度内に終了しない場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、全国大会等終了後、全国大会等出場実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第6号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 全国大会等のプログラム
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、全国大会等出場助成金額確定通知書(様式第7号)

により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、全国大会等出場助成金交付請求書(様式第8号)により市長に請求しなければならない。

(概算払い)

第13条 概算払いの方法により助成金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による交付の決定を受けた日以後速やかに全国大会等出場助成金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 全国大会等において不正、怠慢、その他不適当な行為があったと市長が認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

大崎市職員等の旅費に関する条例（抜粋）

（宿泊料）

第 20 条 宿泊料の額は、別表第 1 の定額による。

別表第 1(第 18 条—第 21 条, 第 22 条, 第 23 条関係)

内国旅行の旅費

1 車賃, 日当, 宿泊料及び食卓料

車賃	日当	宿泊料	食卓料
(1 回乗車につき)	(1 日につき)	(1 夜につき)	(1 夜につき)
37 円	2,600 円	13,100 円	2,600 円

（日当, 宿泊料及び食卓料）

第 34 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 2 の定額による

別表第 2(第 34 条, 第 37 条関係)

外国旅行の旅費

日当, 宿泊料及び食卓料

日当 (1 日につき)			
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円

宿泊料 (一夜につき)				食卓料 (一夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円	5,800 円

大崎市職員等の旅費支給規則（抜粋）

（外国旅行に係る地域の定義）

第 19 条 条例別表第 2 の備考 1 に規定する次の各号に掲げる地域として市長が規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

(1) 北米地域 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。), グリーンランド, ハワイ諸島, バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス, ジョージア, タジキスタン, トルクメニスタン, ベラルーシ, モルドバ及びロシアを含み, トルコを除く。), アイスランド, アイルランド, 英国, マルタ及びキプロス並びに

それらの周辺の島しょ(アゾレス諸島, マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

(3) 中近東地域 アラビア半島, アフガニスタン, イスラエル, イラク, イラン, クウェート, ヨルダン, シリア, トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

(4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, カザフスタン, キルギス, ジョージア, タジキスタン, トルクメニスタン, ベラルーシ, モルドバ, ロシア及び前号に定める地域を除く。), インドネシア, 東ティモール, フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

(5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸, 南アメリカ大陸, 西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

(6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域, ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)

(7) アフリカ地域 アフリカ大陸, マダガスカル, マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島, マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

(8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

(外国旅行甲地方の範囲)

第20条 条例別表第2の備考1に規定する甲地方は, 前条第1号から第3号までに定める地域のうち第18条の地域以外の地域で, アゼルバイジャン, アルバニア, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, エストニア, カザフスタン, キルギス, ジョージア, クロアチア, コソボ, スロバキア, スロベニア, セルビア, タジキスタン, チェコ, トルクメニスタン, ハンガリー, ブルガリア, ベラルーシ, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア旧ユーゴスラビア共和国, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(外国旅行丙地方の範囲)

第21条 条例別表第2の備考1に規定する丙地方は, 第19条第4号, 第5号, 第7号及び第8号に定める地域のうち第18条の地域以外の地域で, インドシナ半島, (シンガポール, タイ, ミャンマー及びマレーシアを含む。), インドネシア, 大韓民国, 東ティモール, フィリピン, ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。